

## 別紙 2

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示案の概要

令和元年 5 月  
総務省大臣官房個人番号企画室

### 1. 改正の理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年版政令第 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

### 2. 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）における条の移動に伴い、所要の改正を行う。

### 3. 施行期日

戸籍法の一部を改正する法律の施行の日

○総務省告示第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 号）の施行に伴い、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第四百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

	出 発
<p>第2 用語の定義</p> <p>1 コアシステム</p> <p>情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、情報提供用個人識別符号（法第21条の2第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。以下同じ。）を生成し、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認し、法第23条第3項（法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報情報を保存し、その他法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供を管理するための総務大臣の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織</p> <p>〔2～11 略〕</p>	<p>第2 用語の定義</p> <p>1 コアシステム</p> <p>情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、情報提供用個人識別符号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第20条第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。以下同じ。）を生成し、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認し、法第23条第3項（法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報情報を保存し、その他法第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供を管理するための総務大臣の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織</p> <p>〔2～11 同左〕</p>
<p>第7 地方公共団体情報システム機構における電気通信回線等の管理</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 検査用符号の生成及び通知</p> <p>(1) 検査用符号の生成及び通知</p> <p>機構は、情報照会者等から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第27条第1項（令第29条の2において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、符号取得処理検査用符号（総務大臣が令第27条第5項（令第29条の2において準用する場合を含む。）の規定により通知した情報提供用個人識別符号に係る個人番号を構成する整数のうち、検査用数字（令第8条に規定される検査用数字をいう。以下同じ。）以外の各整数の総和を10で除した際に生じた剰余の数。以下同じ。）を生成し、総務大臣に対し、令第27条第3項（令第29条の2において準用する場合を含む。）の規定による住民票コードの通知とともに、当該符号取得処理検査用符号を通知すること。</p> <p>(2) 住民票コードの通知に係る正確性の確保</p> <p>機構は、情報照会者等から令第27条第1項（令第29条の2において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、総務大臣に対し、同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コード（当該住民票コードが変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）を正確に通知すること。</p>	<p>第7 地方公共団体情報システム機構における電気通信回線等の管理</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 検査用符号の生成及び通知</p> <p>(1) 検査用符号の生成及び通知</p> <p>機構は、情報照会者等から令第20条第2項の規定による通知を受けたときは、符号取得処理検査用符号（総務大臣が令第20条第6項の規定により通知した情報提供用個人識別符号に係る個人番号を構成する整数のうち、検査用数字（令第8条に規定される検査用数字をいう。以下同じ。）以外の各整数の総和を10で除した際に生じた剰余の数。以下同じ。）を生成し、総務大臣に対し、令第20条第4項の規定による住民票コードの通知とともに、当該符号取得処理検査用符号を通知すること。</p> <p>(2) 住民票コードの通知に係る正確性の確保</p> <p>機構は、情報照会者等から令第20条第2項の規定による通知を受けたときは、総務大臣に対し、同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コード（当該住民票コードが変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）を正確に通知すること。</p>
<p>第8 特定個人情報の提供の求め及び提供における留意事項</p> <p>1 情報提供用個人識別符号の取得に使用する電気通信回線の設備等</p> <p>〔1～(5) 略〕</p>	<p>第8 特定個人情報の提供の求め及び提供における留意事項</p> <p>1 情報提供等個人識別符号の取得に使用する電気通信回線の設備等</p> <p>〔1～(5) 同左〕</p>

<p>2 情報提供用個人識別符号の適切な取扱い等</p> <p>(1) 情報提供用個人識別符号の適切な取扱いの確保</p> <p>ア 情報照会者等は、総務大臣から令第27条第5項(令第29条の2において準用する場合を含む。)の規定による情報提供用個人識別符号の通知を受けたときは、速やかに、当該情報提供用個人識別符号に係る本人を識別するために当該情報照会者等が用いる番号、記号その他の符号又は個人番号(法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)に正確に紐付けること。</p> <p>イ・ウ 略]</p> <p>【2】 略]</p> <p>[3～5 略]</p>	<p>2 情報提供用個人識別符号の適切な取扱い等</p> <p>(1) 情報提供用個人識別符号の適切な取扱いの確保</p> <p>ア 情報照会者等は、総務大臣から令第20条第6項の規定による情報提供用個人識別符号の通知を受けたときは、速やかに、当該情報提供用個人識別符号に係る本人を識別するために当該情報照会者等が用いる番号、記号その他の符号又は個人番号(法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)に正確に紐付けること。</p> <p>イ・ウ 同左]</p> <p>【2】 同左]</p> <p>[3～5 同左]</p>
<p>備考 第59の[ ]の記載は改正しない。</p>	

附 則

この告示は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第  
月 日）から施行する。

号）の施行の日（令和元年